

総務市民常任委員会会議録

〔令和 6 年 9 月定例会〕

9 月 30 日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和6年9月30日(月)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:05	議案 第54号	筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	2

令和6年第4回（9月）筑紫野市議会定例会
総務市民常任委員会

○日 時

令和6年9月30日（月）午前10時05分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長 八 尋 一 男

副委員長 白 石 卓 也

委員 上 村 和 男

委員 高 原 良 視

委員 山 本 加奈子

委員 佐々木 忠 孝

委員 赤 司 祥 一

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（7名）

議員 西 村 和 子

議員 檜 木 孝 一

議員 吉 村 陽 一

議員 宮 崎 吉 弘

議員 段 下 季一郎

議員 辻 本 美恵子

議員 城 健 二

○出席説明員（3名）

市民生活部長 杉 村 真 子

国保年金課長 坂 田 浩 章

医療年金担当係長 藤 本 光 信

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達

課 長 高 木 美智子

主 事 井 形 光 介

開会 午前10時05分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。ただいまから総務市民常任委員会を開会いたします。

傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に7名の議員が傍聴に出席していますので、報告をしておきます。

皆さんに念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、私委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので御挨拶をいただき、それから職員の紹介をいただいて、議事に入りたいと思います。よろしくお願いします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） おはようございます。昨日は地域の諸行事、大変お疲れさまでございました。

本日は、国保年金課から条例改正の追加提案となり大変御迷惑をおかけいたしますが、御審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明職員が自己紹介をいたします。

○国保年金課長（坂田浩章君） 国保年金課長、坂田と申します。よろしくお願いいたします。

○医療年金担当係長（藤本光信君） 国保年金課、医療年金係長をしております藤本と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） お願いします。

それでは、議案第54号、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 議案第54号、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書は5ページから6ページ、紙ベースで1ページから2ページ、提案内容補足説明書5ページから7ページ、紙ベースで1ページから3ページとなります。

説明は提案内容補足説明書により行います。5 ページをお開きください。ただいまから通知をいたします。タップをお願いいたします。紙ベースでは1 ページになります。よろしいでしょうか。

重度障がい者医療費の助成制度につきましては、重度障害者の健康の向上と福祉の増進を図るため、県の制度にのっとり、各市町村が実施主体となり助成を行っているところですが、本制度では所得制限が設けられております。今回、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行により、児童手当における所得制限の根拠条文が廃止されることとなりましたが、本制度における所得制限の根拠が同じ条文を引用していたことから、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。

次のページをお開きください。6 ページから7 ページ、紙ベースで2 ページから3 ページになります。新旧対照表でございます。こちらを御覧ください。

改正内容でございます。重度障がい者医療費の助成対象者につきましては第3 条に規定をしておりますが、その第2 項において、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとするとする除外規定がございます。その第4 号において、児童手当法施行令第1 条における所得制限の規定を引用しております。今回、県において、所得制限については従来どおりとしたことから、引用条文については改正前の条文どおりとするため表現を改めるものでございます。具体的には、改正前の児童手当法施行令第1 条に規定する額以上であるときの当該重度障がい者との表現に改めます。

続いて、第6 号でございます。改正前の児童手当法施行令第2 条において所得の範囲、第3 条において所得の額の計算方法を規定しております。この内容につきましても従来どおりとすることから、引用条文における施行令の名称を、旧施行令という表現に改めるものでございます。改正点は以上2 点となります。

説明は以上でございます。いずれも所得制限の規定を従来どおりとするための引用条文の修正であり、医療費助成制度の運用面での変更はございません。国における関係政令の公布と、それを受けての県による準則の通知を待っていたため、会期最終日での追加上程となりましたこと、重ねておわび申し上げます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はあり

ませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） これを受けて、支給対象の方と、あと所得制限で支給対象外になる方はそれぞれ何名いらっしゃるか分かりますでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 直近のデータで言いますと、大体1,500名ほどの方が助成の対象となっております。

所得制限がございますので、所得制限により対象外となった方は直近で62名ということになっております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第54号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第54号、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で総務市民常任委員会を終わります。お疲れさまでした。

閉会 午前10時11分